

平成18年 6月26日

株主各位

岐阜県大垣市久徳町100番地
太平洋工業株式会社
取締役社長 小川 信也

第82回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、6月24日開催の当社第82回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
- 第82期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 - 第82期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記各計算書類および監査結果の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 第82期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。（利益配当金は、1株につき普通配当5円です。）
- 第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。変更の概要は次のとおりであります。
- 「会社法」(平成17年法律第86号)「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更いたしました。
 - 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第19条（取締役会の設置）、第31条（監査役および監査役会の設置）、第39条（会計監査人の設置）を新設いたしました。
 - 会社法第214条の規定に従い、株券を発

行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）を新設いたしました。

- 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条（単元未満株主の権利制限）を新設いたしました。
- 会社法施行規則第94条第1項等の規定に従い、株主総会参考書類等をホームページへ開示した場合には、一定事項を除き、書面での提供を省略することができるよう、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設いたしました。
- 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条（取締役会の決議の省略）を新設いたしました。
- 会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第30条（社外取締役の責任免除）、第38条（社外監査役の責任免除）を新設いたしました。
- 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更いたしました。
- 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行いました。
- 上記各変更に伴う条数の変更を行いました。

(2)現行定款第16条（員数および選任）および第19条（代表取締役）について、役員員数および代表取締役の員数を減員いたしました。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり小川信也、吉田守孝、吉川逸雄、畑 康則（以上重任）、大庭正晴、林 善明（以上新任）の6氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり高橋勝弘氏が補欠監査役に選任されました。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役の近藤静馬および浅井重雄の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従

い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、および方法等は、取締役会に一任することとして承認可決されました。

以 上

○取締役・監査役について

本総会終了後の取締役会において、代表取締役および役付取締役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。
取締役会長 吉田 守孝
代表取締役社長 小川 信也

平成18年6月24日以降の取締役および監査役は下記のとおりであります。

取締役会長	吉田 守孝	常勤監査役	柴田 正雄
代表取締役社長	小川 信也	常勤監査役	信田 勝弘
取締役	吉川 逸雄	監査役	金城 俊夫
取締役	畑 康則	監査役	間仁田幸雄
取締役	大庭 正晴		
取締役	林 善明		

○執行役員について

本総会終了後の取締役会において、次の執行役員12名が選任され、それぞれ就任いたしました。

兼専務執行役員	吉川 逸雄	執行役員	谷口 哲夫
兼専務執行役員	畑 康則	執行役員	鈴木千可司
兼常務執行役員	大庭 正晴	執行役員	溝部 謙二
兼常務執行役員	林 善明	執行役員	石塚 隆行
常務執行役員	森 政己	執行役員	松本 順三
常務執行役員	田中 次陸	執行役員	安藤 敏照

利益配当金のお支払いについて

上記の決議により配当金は、6月26日(月)からお支払い申し上げますので、同封の「郵便振替支払通知書」により、もよりの郵便局で払渡しの期間内にお受取りください。
なお、銀行振込みをご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。